

平成 22 年度事業計画

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

1. 公益認定について

一般社団法人として、新規に公益社団法人認定を得るべく、平成 21 年度より、内閣府公益認定等委員会との事前相談を重ねた後、平成 21 年 12 月 21 日に公益認定申請書を提出（電子申請）した。その結果、公益社団法人として認定された場合には、公益法人としての一定の事項を遵守し、行政庁による監督のもと事業の進展を図る。

2. 会議関連事項

1) 理事会

第 1 回理事会：平成 22 年 5 月下旬。

平成 21 年度事業報告・決算報告、社員総会提出議案の作成、
認証申請の審議、その他。

第 2 回以降：定款に基づき開催する。年間 4 回を予定。

認証申請の審議については、定款第 30 条 2 項の適用を考慮する。

2) 社員総会

定例社員総会：平成 22 年 6 月中旬を予定。

3) 平成 22 年度薬剤師認定制度委員連絡会：平成 22 年 12 月中旬を予定。

4) 認証生涯研修実施機関協議会（年 2 回、世話人持ち回り）の後援。

3. 事業関連事項

1) 薬剤師生涯研修認定制度を評価し、基準に適合する制度を認証する。

薬剤師に対する各種の生涯研修認定制度を実施している機関から申請された認証申請書を、当法人の薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制度を認証し、公表する。平成 21 年度までに認証した 13 の制度（生涯研修認定制度 11 件、特定領域認定制度 1 件、その他の制度 1 件）に加えて、新規生涯研修認定制度 2 件、新規特定領域認定制度 1 件の認証申請が予定されている。

2) 既に認証されている制度について、認証の更新を行う。

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回 3 年後、以後 6 年毎に更新を受ける必要がある。平成 22 年度内に、3 件の認証更新申請の評価を終了する予定である。

3) 評価を行うための基準の見直しや、チェックリストの改善検討を行う。

今後、薬剤師に対する社会的要請の変化に伴い、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定領域認定制度」の拡充強化に努める必要がある。新しい専門分野や専門学会からの申請を評価するに当たり、評価基準やチェックリスト

を見直す必要性の有無を薬剤師認定制度委員会において検討し、必要な措置を行う。

3) 生涯研修認定制度の発足、運営等に関して助言を行う。

生涯研修認定制度の認証申請を検討中の、薬系大学、職域団体、あるいは研修専門機関からの要望に応え、認証取得に必要な条件、基準等について解説、助言し、公に開かれた、質の高い生涯研修認定制度の整備・拡充を図る。

4) 薬剤師生涯研修認定制度に関して必要な検討を行う。

① (社)専門医制評価・認定機構、及び(社)看護協会との連携のもと、広く医療職における卒後研修や生涯学習の認定に対する、社会的信頼性を高めるために、評価・認証体制の確立を目指した検討を行う。

—以上—